

教育民生常任委員会  
予算常任委員会教育民生分科会

(平成24年8月31日)

樋口博己委員長

それでは、本会議に引き続きでございますが、教育民生常任委員会予算常任委員会教育民生分科会の審査を始めさせていただきたいと思います。

それでは、まず初めに、教育長より一言ご挨拶をお願いします。

議案第77号 平成24年度四日市市一般会計補正予算（第2号）

第1条 歳入歳出予算補正

田代教育長

おはようございます。

先日の聴取会も、そのときにも皆さん方には追加資料等のご請求もいただきました。本日にきょうはお手数を煩わせて申しわけございません。ぜひ指定管理者の再度導入に向けて取り組ませていただきますので、よろしくご審議をお願いしたいと存じます。どうもありがとうございます。

樋口博己委員長

ありがとうございます。

なお、委員の皆様にはお手元に先般資料請求がございました一部ホチキスどめのものがございます。その中に提出資料というものがございますので、これは後ほど配付させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

副教育長、市長の代理出席の所用でおくれたということでお聞きしておりますので、よろしくをお願いします。

それでは、説明をお願いします。

先般、議案聴取会で一通りの説明をいただいておりますので、ポイントだけで端的に説明をいただいて、追加資料の分の説明をお願いしたいと思います。

伊藤社会教育課長

社会教育課の伊藤です。よろしくお願いいたします。

それでは、資料のほうは2部ございますが、今、委員長がおっしゃいましたように、当初の資料のほうをかいつまんでのみご報告申し上げます。通常の前算常任委員会資料一般会計補正予算（2号）のほう、6ページもののほうをごらんください。

こちらにつきましては、2ページ目のほうでございますが、少年自然の家、水沢市民広場の指定管理に係る協定ということで、このたび債務負担行為の補正を行うものでございます。

3ページの4のところでございますように、補正の内容でございますが、平成21年から23年度終了いたしましたことから、改めて今回選定を行った上で、25年から29年度の5年間の指定管理の再導入をするため、必要となる経費の債務負担行為を補正するというところで、5番目でございますが、限度額3億6500万、期間が平成24年度から29年度まで、年度別の委託料としましては、各年度7300万という補正でございます。

続きまして、4ページのほうは、議案聴取会の際に副教育長のほうから申し上げましたが、4項目につきましては、このたび見直しを図って臨みたいというものでございます。

4ページのほうをごらんください。

選定方法の見直しにつきましては、（1）更新制の導入ということで見直しのほうを図ってまいります。最大10年間ということで、途中の1期目の4年目に適格評価を行ってということで、最初の募集要項のほうから明記をいたしたいと考えております。

（2）につきましては、施設にかかわる修繕料の精算のほうも行っていく見直しでございます。

また、（3）選定における評価につきましても、サービス重視の配点割合ということで、提案内容85点、提案価格15点の配点とするなど見直しを行いますし、（4）利害関係のある選定委員につきましては、このような運用の形で行っていくという見直しのほうを図らせていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、追加資料の冊子のほうをごらんくださいませ。

ページをはねていただきまして、目次のほうでございます。

一つ目、議案聴取会の際におっしゃっていただきました、三重県内に幾つぐらい同じような施設があるかということでございます。

それから、二つ目といたしまして、積算の資料でございます。

三つ目につきましては、債務負担行為の効力継続期間につきましては、委員長から少し資料を提示するようということでしたので、このたびこのような形で追加資料のほうを整

えさせていただきます。

樋口博己委員長

いや、まだ配ってもらっていないで、これ。さきに説明に入るといふ。配ってもらわんと。

ちょっと済みません。別紙の資料を配付いただけますか。

伊藤社会教育課長

今、お願いします。

樋口博己委員長

済みません、お願いします。

伊藤社会教育課長

済みません。

では、冊子のほうの1ページをごらんください。

1、三重県内における青少年教育施設の設置状況、24年4月1日現在でございます。これにつきましては、三重県教育委員会が教育便覧をつくっておりまして、そちらに記載がございますものを参考につくらせていただきました。四日市市の水沢少年自然の家を含めて、三重県内には類似の施設が七つございます。

上の二つ、三重県立のものが二つございまして、熊野少年自然の家、下の二つ目が三重県立鈴鹿青少年センターでございます。この二つにつきましては指定管理を導入している施設でございまして、熊野市観光公社及び三重県体育協会、それぞれが管理者となっております。

三つ目、亀山市のほうも二つございます。石水溪野外研修施設、これにつきましては指定管理者ということで、財団法人亀山市地域社会振興会さんのほうが管理を行っております。それから、亀山市のほうはもう一つ、鈴鹿峠自然の家というところもございまして、これは学校が廃校になったところを宿泊として利用するという利用の形態のものでございまして、これについては教育委員会が直営で行っているということでございます。

志摩市のほうは、志摩市ともやま公園という国立公園がございまして、そこにつきまし

て、直営で志摩市の商工観光部のほうが行っているような施設もございます。

それから、熊野市のほうは、熊野青年の家ということで、54人の宿泊が可能な宿泊施設というものを熊野市教育委員会さんのほうが直営でしております。

1枚目の資料はこのようなことでございます。

次に、先ほどお配りさせていただいた資料でございます。

これにつきましては、別紙とさせていただいておりますが、後ほどご説明の後、最後には回収をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

別紙のほうをごらんくださいませ。

少年自然の家指定管理料積算資料でございます。これにつきましては、7300万の内訳ということでございます。収入の上の欄をごらんくださいませ。

指定管理者は利用料金と指定管理の両方でもって事業を行うということでございます。利用料金につきましては、2241万3000円を積算しております。これは23年と22年の実績を参考に積算をいたしました。したがって、指定管理料7300万と加えまして、このたび9541万3000円ほどの事業を行うという設定でございます。

支出の内訳といたしましては、人件費と管理費とソフト事業費と一般管理費、この合計でございます。まず、人件費、支出の一番上の欄ですが、正職員7人と臨時職員1名という想定で、3868万3000円を積算しております。それから、管理費につきましては、消耗品、燃料費、印刷製本費など、23年と22年の実績から計算をいたしました。管理費の合計は4662万7000円と積算してございます。それから、事業費、ソフト事業でございます。これにつきましては、300万を超える事業を主催してほしいということで、302万9000円を積算してございます。また、人件費、管理費、事業費を合わせて、その8%を一般管理費として認めようということで、一般管理費707万4000円を積算いたしまして、合計が9541万3000円でございます。利用料金等収入を引きまして、7300万の指定管理料を積算いたしました。

この資料の説明は以上でございます。

最後になります。冊子で閉じてありますほうを1枚はねていただきまして、2ページと3ページのほうをごらんください。

債務負担行為の効力継続期間ということで、このたび債務負担行為の計上補正をお願いするものでございますが、これにつきましてはのご説明でございます。

左上のほうをごらんください。

23年9月の定例月議会におきまして、債務負担行為のほうを認めていただきましたが、指定議案が2月に向け否決となりまして、債務を負担する契約は締結されなかったため、当該債務負担行為を設定した年度の経過により現在その効力は失われておりますので、債務負担行為の予算の一部でありますので、執行力が設定年度に限られるという判断でございます。

したがいまして、このたび改めて新たに債務負担行為の補正をお願いするものでございまして、この考え方につきましては、参考でコピーをつけさせていただいております、地方財務実務提要のところに類似の設問がございましたので、コピーを2ページにわたってつけさせていただきました。特に右側の3ページの真ん中のところに4行と少し線を引かせていただいている部分が、先ほど私がご説明した部分に当たる、この実務提要の回答の部分でございます。

債務負担行為を設定したが、実際に債務を負担する契約が締結されなかったということであれば、当該債務負担行為は設定した年度の経過によりその効力を失いますと。なぜならば、債務負担行為も予算の一部ですので、執行力が設定年度に限られるからということなんです。

このたび、また募集のほうを認めていただいたく、改めて新たな債務負担行為の設定のほうをお願いするものでございます。

資料の説明は以上です。

樋口博己委員長

説明ありがとうございます。

なお、この別紙の1枚のほうは、これは債務負担行為の7300万円の内訳ということですので、これは指定管理のこの予算が、債務負担行為が議決された後、指定管理の公募をするときに数字が提示されますので、事前にこの書類が出回りますと情報の不平等とかありますので、審議の後に回収させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、委員の皆様から質疑をお願ひしたいと思ひます。

小川政人委員

議案に対しては反対するものは何もないんやけど、ほかのは、債務負担行為の効力は、そうすると、24年の3月31日で切れたと。そうすると、当初予算で認めたあれは指定管理

に基づく7600万、債務負担行為に基づく7600万円やったんやわな。それは効力がなくなるとるの。

寺村副教育長

私がおくれまして済みませんでした。

また今回、イレギュラーな日程でこのような審議をお願いすることについて、本当に申しわけありません、ありがとうございます。

先ほどの小川委員のご質問ですが、私どもも財政にも確認させていただいておるんですけども、昨年9月に債務負担行為としてお認めいただいたと。2月のときに指定管理者の指定という意味では否決をいただいたと。一方、当初予算の中で今度指定管理者に使う予定であった委託料として、当初予算の中で7300万の委託料と施設修繕の300万、合計7600万を当初予算で少年自然の家に関する事業ということでお認めいただいていると。

それを、本来でしたら大至急補正で、その委託料であったりを本来の事業の直営という形で組み替えさせていただくべきやったところを、その組み替え、それから不足分に対して6月議会になってしまったということは私どもも時間がかかって大変申しわけなかったところでございますけれども、4月からの直営については、自然の家の指定管理者は引き継ぎをいただきましたけれども、自然の家の事業についてのことは継続していくという形で、委託料と修繕料を当初予算の中でお認めいただいて、4月から組み替えとか補正をいただくまでは、その間については当初予算でお認めいただいております7300万と300万の合計7600万をそちらから流用させていただきながら事業を継続してきたという次第でございます。

以上です。

小川政人委員

だから、当初予算は指定管理を前提として、否決されるなんて思っていなくて出てきているやつやで、少年自然の家をどこやらのNPOの団体に指定管理をするということで7600万の債務負担行為に基づいて計上されて、それを認めたんやわな。接近しているもんで、議案が指定管理の議案と当初予算と一緒に採決しているもんで、だから、当初予算では本来認めたらあかん。でも、当初予算ならまだ3月31日まで指定管理はできるわけやで、今の言い方でいくと、3月31日までに指定管理の契約をすれば、それは債務負担行

為としては効力が発揮するんだけど、3月31日に指定管理の契約はできなかったわけやで、そうすると、債務負担行為はなくなるわけですよ。それで25年からなくなるということまで今やっておるわけやわな。

そうすると、24年の分も債務負担行為の効力はないもんで、そこがようわからんのかな。7600万は、もう一回本来なら取り下げて、当初予算の8千何万が、補正と追加した分と7600万の分をきちっと補正で上げてこなあかん。取り下げるのにそのまま流用していったら債務負担行為を認めているということと同じことにならへんかなと思って。そこがちょっと違うかな。

伊藤社会教育課長

おっしゃってみえます債務負担というのは23年の9月に認めていただきまして、それで、議案が別と申しますか、指定議案は2月に否決をされましたが、このたびのおっしゃってみえます7600万は24年の歳出歳入予算として、その議案で認めていただいています。ですので、ちょっと言葉が私は下手くそですけど、別の議案ということでありまして、債務負担行為のほうは別物であって、なおかつそれは現在消滅しておりますが、7600万については別で歳入歳出予算で認めていただいて、今年度を迎え、4月以降は流用などをしながらやりくりをして執行してきまして、6月に改めて組み替えをして、6月に当初予算のほうはまた補正を認めていただいたと。議案が別であるということで、間違っていないということでご理解いただきたいと思います。

小川政人委員

当初予算の採決の審議のときには別物という話、別物ですよという話じゃなくて、あくまでも債務負担行為に基づく7600万の予算ですよというやり方じゃなかったのかな。僕はそういう理解をしておるんやけど、済んだことをごちゃごちゃ言ってもあかんのけど、当初予算で指定管理ができるものとして、指定管理料の7600万ですよということで議会は認めたと思っているんやけど、それが3月31日になって債務負担行為はもう認められませんよ、効力がなくなりましたよということていくと、その7600万という金は直ちに別物の予算ですよという話になるのかならんのか、そこがようわからんのかな。

寺村副教育長

私も今の説明がうまくできるかどうかわかりませんが、当初予算は7300万の指定



管理料に見合う委託料という費目、それから300万の施設修繕という形での合計7600万を少年自然の家の事業のために歳入と歳出という形で、この予算で支出させていただきたいという予算の議案として上げさせていただいたと。指定管理という方法では運営はノーということになりましたですけど、少年自然の家自体を休館せいとか、そういうことではなく、少年自然の家を運営していくに当たって、もともと指定管理になるという想定での予算ではありましたが、それを指定管理が否となったために、少年自然の家の運営に使うための予算を年度当初は流用させていただいたというふうに解釈しておく次第でございます。

以上でございます。

小川政人委員

だから、言うように、一旦7600万を減額して、もうなかったんやで。指定管理も消滅したんやで。債務負担行為の効力がなくなったんやろう。そこで減額して、新たに組むべきものやったんと違うかなと思っているの、俺はな、効力がなくなったんやでな。だから、何も使うなど、指定管理から直営にするなど言っておらへんのやに。その手続上の問題で、7300万の指定管理委託料やんか、認めたのは、債務負担行為に基づいて。そういうことやわな。

だから、それが効力がなくなったというんであれば、それを流用できるというんやったら、今でも25年でも7600万使えばええやんかという話になるけれども、24年の初めからもう使えやなんだ。25年になって新たに使えなくなったのと違って、24年からもう使えない話。債務負担というのがないんやから、24年の4月1日からもうないんやで、そこが金が行ったり来たりやで、どっちの金でも一緒やけれども、手続上ちょっと違うのかなという。もう深く議論しやんけど、一遍考えといて。もうこれでやめておきます。議案と関係ないで。

樋口博己委員長

よろしいですか。教育長、発言しますか。

田代教育長

自分のこれまでの経験の債務負担行為の捉まえ方ですけども、債務負担行為というの

は、いわゆる今回5年で一定期間設定しています。その期間中に私どもの自治体というか市役所が債務負担をする契約、つまり指定管理契約ですね。契約を結ぶのが予算の裏づけがないとできないということになります。5年間分の契約を結ぶ、そのために債務負担行為を設定させてもらった。しかし、それぞれ24、25というのは、1年ごとに当初予算にきちっと計上させていただいて、その予算を議会にお認めいただくということで進めていくという性格のものですね。

したがって、これが一見私もセットのように思っている、小川委員のように思いがちですけど、実はそうではない。ただ、申しわけないのは、自然の家、市民広場を運営する管理運営事業費として計上させていただいていますので、小川委員が言われますように、実際に費目とかそういうのはその事業費を充てさせていただいて流用という形で、申しわけないんですけれども、運営させていただいているということで、効力を失うとセットで失われるかといったらそうじゃない。

したがって、仮にこれがまた直営となったら、25年度も予算計上させていただくし、これが指定管理を認めていただいても、来年度の契約の締結がありますけど、また当該年度の予算を当初予算に上げさせていただく。そして議会にお認めいただく、こういうふうなことで今までやってきているというふうに思っています。ちょっと十分な説明になっていないかわかりませんが、そんな理解でこれまでずっとやってきています。

小川政人委員

それでわかるんやけど、気持ちはな。だけど、ここで審査するときは、あくまで7300万については指定管理のお金ですよという7300万やわな。そうやろう。指定管理にいかへんので、一旦取り下げて、指定管理ができやんようになったんだから、そして新たな予算をきちっと出すべきやったんと違うかと言っておるんや。意味はわかるんやに、7300万をというけれども、審査の前提は指定管理をするということで、それから債務負担行為が9月に議決されておるという前提のもとで審査をしてオーケーを出したんですよ。そのことを言うておるの。まあいい。後でまたしゃべろう。

樋口博己委員長

それでは、他の委員。

中森慎二委員

今の小川さん、ちょっと委員間討議みたいな話になるんですが、結局24年当初予算に上がった7300万は債務負担行為の契約に基づく支出が予想される原資を当初予算で計上されてあったと。その支出に基づく指定管理者契約が否決をされたと。予算だけが残ってしまったと。それが直営になったことによる支出の原資を巻きかえているのが今の現実にあるわけですね。そういうことだから、それはそれでいいんじゃないかなと僕は思うんですけど。

小川政人委員

だから、見解の相違やというんや。僕は違うと思っているんやで、そこは7300万の。

またしゃべらなあかんけど、悪いな、みんなの時間。

7300万は一旦取り消すべきものであって、もう指定管理ができやへんもんで、債務負担行為に基づいた金を、効力がなくなっているのにすぐさま流用できるのかというと、流用できやんのと違うかな。ほっておかんと将来、不執行でほっておくべきものなのか、そして新たに直営予算を組むものなのか。この辺が多分見解が合わへんのやろうと思う。間違えたと言いたくないやろうし、もうこの辺でやめておきましょう。これは来年度からの議案なんやで、ここでわあわあしゃべっておってもあかへんで。

樋口博己委員長

ありがとうございます。

他の委員。

日置記平委員

ルールが何なんやということになるんやわな、ルールは。それはルールに基づいてせないかんやな。ルールがそうになっているからそうしたんやというルールなら、それはそんでええわけや。だから、これが税法が関わってくるのかどうか知らないで。そのこのところのルールはやっぱりこの際は明確にしておく必要があると。これからもあるかもわからん。ないほうがいい、でもあるかもしれない。あったときにこういう問題が発生するんや。だから、何ぼ同じ金にしる、同じことの目的だからと言うけど、でも違うんやもんな、使用目的は一緒でも。でも、引き出し方法が違うんやで、引き出しが違うんや。だから、違う

と僕は思う。でもそれは明快にしておく必要があるね。明快にしておく必要があるという僕の意見。

樋口博己委員長

ご意見としてでよろしいですか。

日置記平委員

はい。

樋口博己委員長

他の。

豊田政典委員

今の件は法的に問題ないとしても、流用というのは余りにも金額も大きいし乱暴なので、より丁寧にするとなれば、やっぱり小川さんの言うような方法をするべきであったのかなと思うし、一方では議会が否決した段階でもう少し知恵が回ればというのは変ですけど、そこまで思い及ばなかったというところもちょっとあったのかなという気はするのであります。余計なことです。

別件ですけれども、この少年自然の家について、休会中に2回扱ってもらって、僕は前回ちょっと事情があって休んでいましたが、7月24日に直営として管理との経費比較というのをやられましたよね。後で会議録を事務局に見せてもらって確認はしたんですけど、直営のほうが安いんだという結論だったと思っていますよ。指定管理はサービス向上と経費削減という2本柱があって、サービス向上は認めるんですけども、経費が直営よりも高い内容だとすれば、そのこのところの見解、考え方というのははっきりしておく必要があるなと思うんですよ。

あわせて言えば、きょう出してもらった追加資料の他市の例を見ても、指定管理料7300万円よりも随分安い金額で契約しているところがある。それはサービス内容が違うのかもしれないし、入札による結果ですから何とも言えないんですけど、少なくとも経費は上がるだろうことが、上がってもいいということですよ、上限ですから。上がってもいいというところをどう、それでも指定管理を取り入れるというところが、考え方をはっきりし

ておかないかなと思うんですけど、その説明をしてもらわなあきまへんと思うんですけど。

樋口博己委員長

どなたが。

寺村副教育長

7月24日の所管事務調査のほうで経費の比較ということでご提示させていただいたということで、今ご意見をいただきました。そのときの資料にでも、24年度の見込みということで7400万ほどが、正職の人件費は別にして7400万ほどと。23年度の経費、差し引きの市の支出としては7100万ほどと。その差としては本当に300万ほどしかないというのは確かに事実でございますけれども、先ほど豊田委員もおっしゃっていただいたように、サービスの向上という部分ではお認めいただいていると。

私もサービスが向上して、たとえ300万でも市の支出が少なければ、経費の削減という意味には大きくは貢献しておるような状況ではないかもわかりませんですけども、この春以降、指定管理についていろいろご議論いただいてきた、いろいろご報告させていただいた中で、直営になってサービスというのは、大きな声で言えることではないですけども、指定管理者に比べて下がっておるというのも事実でございます。経費の差というのは余りないにしても、まだ指定管理のほうが若干安いと。その中で、まだサービスのほうが上回っておるということで、指定管理者を再度導入させていただきたいというふうな思いでありますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

豊田政典委員

先ほど言った、7月24日欠席した後で議論の様子を聞いただけなんではっきりしませんけど、少しよくすれば、今見ているのは7月24日の資料なんですけど、人件費の打ち合わせの費用の600万とか、こんなのは指定管理にしたところで発生する金じゃないかという議論があったと聞いているんですよ。つまり、629万3000円というのはあれでしょう、人件費のところに、今見ているみたいですけど、上から三つ目の数字、プラス手当というのも212万6500円ありますよね。これも指定管理にしたところで発生する金なので、これを

差し引くと800万余りが直営の場合安くなるわけですよ、指定管理と比べるとね。だから、今言った数字じゃなくて、1000万近く高くなるわけですよ、7300万円というのは、直営に比べれば。そうじゃないんですか。

寺村副教育長

7月24日のこのときに提示させていただいたその人件費、これは正職員の時間外とか、課長、室長が所長、副所長として、直営であるがゆえに、もちろん指定管理者でやっても職員がいろんな形で手を取られる、当然業務に携わるというのはあるんですけども、直営であるときと指定管理であるときとではそのかわり度合いというか、業務に携わる度合いというのは随分違うと。ですから、これが指定管理者であってもこれぐらいは要であろうということであれば、そこまで基本的には今回の直営になったがゆえにいろんな状況で業務に携わってきたという意味での要る手当類であるというふうに認識しております。

豊田政典委員

この7月24日の数字のどれがどうだという議論はしませんし、そのとき欠席したのでそれ以上わかりませんが、少なくとももっと前の段階で、1回目の休会中のときに、新たに予算案を上程する際には直営と指定管理の場合の経費比較をちゃんと出してくださいということは要請してあったと思うんですよ。今、副教育長がそうやって言われるなら、指定管理にする場合に人件費部分、職員の、それが幾らなんだということを出しておかなきゃだめですよ。この金額全部じゃないというなら、600万じゃない、200万じゃないというならね。

それはすごく残念ですけど、いずれにしろ直営のほうがトータルでは安いということは金額が幾らかというのはちょっと不明ですけども、安いわけですよ。そうすると、それよりもサービスのプラスの部分を重視して指定管理を提案したんだよという話だと思うんですけど、いいような気もするんですけど、そうすると、指定管理者制度という前提が崩れることになるんですよ。一つはね、大きく。そこらあたりは全庁的に統一する必要があると思うんですけど、できているんですかね。

田代教育長

まさに指定管理者制度はこれまでも、この委員会でもご説明もさせていただきました

が、経費節減ということとサービス向上ですね、委員が言われた。この2点が目的だと思うんです。今回のいわゆる指定管理者制度を入れていくに当たって、いわゆる経費を節減するためを主眼として捉まえるのか。そうじゃなくて、経費は上限はあるものの、その範囲の中で目いっぱいサービス向上に努めて、子供たちや市民の人があそこの施設を最大限活用していただける、その辺をどちらがどの程度まで許されるかということの指定管理者制度だと思うんです。

その辺のところを具体的に選定委員さんの人たちにも評価をしていただいて、経費のほうも一定額、評価点を今回見直ししますけれども、採点していただいて評価点、そして決めてくると。そして、それをまたもう一遍議員の皆様にご判断いただくと、こういう手順になっておりますので、一応、この水沢自然の家については、今回、採点についてのウエートについても教育委員会としては、やっぱり限られた上限は経費にありますけれども、その金額を使って目いっぱいサービス、市民、子供たちというのをサービスをできるだけ重視した形でご判断をいただくほうがふさわしい施設と、社会教育施設として、そういうふうな判断で、その配点についても、見直しの中に少し今回配点については、いわゆる改正させていただくというか、修正させていただくようなことで今回上げさせていただいています。この辺のバランス、どちらにウエートを置くかということが多分ご判断いただくポイントになるように思います。

#### 豊田政典委員

極端な言い方をすれば、直営でやってこれだけのサービスがある施設が幾つかありますよね。直営でやっているとこれだけ金がかかっているんだ、サービスの質、量がこれだけだというやつで、極端に言えば、民間にすごくお金を出すわけですよ、直営よりも。それでサービスが上がるのは当然の話ですよ。幾ら使ってもとは言いませんけど、倍使ってもいいからサービスを上げてくれというのと、極端に言えば、それを認めていくことにならなかなと僕は思うわけ。

何かというと、指定管理の当初からの説明というのは、経費削減とサービス向上がセットですから、これを7300万という上限を許すという提案だと僕は思っているんで、経費は上がってもサービスが向上すればオーケーなんだよという提案にするのであれば、全庁的なすり合わせとその宣言が必要だと思うんですよ、説明がね、議会に対して。そこは決してないがしろにしちゃいけない説明部分かなというところで、皆様のご意見を聞きなが

ら判断を考えていきたいなと思いました。

#### 石川勝彦委員

前にもお話ししたんですが、少年自然の家は、直営のときは冬は全く利用していなかった、そして、土曜日も日曜日もしていなかった。それが指定管理者ということで、集英社が取り組んでもらったことによって、集英社は他の少年自然の家、22プラスアルファをこしもやろうとしている、やっていると思うんですが、それくらい評価が高い。大人も子供も非常に土日も、それから冬も非常に内容豊かで四日市に少年自然の家もよみがえったなというふうに思うんですよね。

前任者、教育委員会が続けて管理をしていただいていたけれども、そのときの状況は余りにもお粗末で、私は自然系の人間として、これだけ自然豊かなところをなぜ宝の持ち腐れみたいな使い方をしているんだということで、期待をかけてしばらく集英社のやっていることを見ていたんですが、1年目からたちまち力を発揮してくれたと。そういう背景をいろいろ調べていくうちに、全国の少年自然の家を集英社が一生懸命やっているということもつかませていただいて、多少経費的には高いかもしれんけれども、サービスの内容においてははるかにすぐれているということで、私はこの選択は正しかった、決して間違っているものでもなかったし、他の少年自然の家にも影響を与える。

地元のボランティアの人も使っていますから、その人たちも非常に勢いよくやってくれておったということで、四日市の少年自然の家の実績が他の少年自然の家にもプラスの影響を与えているということを確認した上で、たしか24日だったか、その前だったかに発言させていただいて、同じことを申し上げたような気がいたしますけれども、そういう認識で、私は少年自然の家の指定管理については了としたいなと思っています。

先ほどちらっと日置委員も言われたけれども、流用ということについては、これは例えば監査なんかで堂々と流用と言われますが、本市は流用だらけなんですよ。流用ばっかで、だったら予算をもっとしっかりした形でやるならばいいのに、どういうところに目をつけて予算を計上しておるのかと、そして執行しているのかと。もうだらだらですね。だから、金額が非常に大きい。ただ、日にちが非常になかったということで、これはやむを得ないし、その辺はチェックの場ではしっかりと説明することによって了解をとりつけられると思うし、例外扱いにはされないと思いますけどね。

そういう意味から、流用という言葉が出ましたので、あえて私もそれは確かに問題はな



しとはしないなというふうに思います。

以上です。

樋口博己委員長

他の委員の皆様は。

日置記平委員

この資料ありがとうね。

県内にこれだけあるわけです。本当、これを見ていながら感じたんやけど、四日市から北へは四日市しかないわけやね。三重郡、いなべ、桑名ね。すると、総合型に地域がみんなこれを利用し合うと、ないところはすごく嫌やわね、これは。だから、そういうふうに四日市はなっているのかどうかということもちょっと知りたいのと、あわせて、鈴鹿がなくて亀山に二つありますね。それから、三重県のものを入れると、北勢、いわゆる我々が出る北勢5市のグループ、エリアにはこれだけでもあると。

これをみんな共有し合ったらええやんね。四日市が満杯で利用者があふれて抽選せならんようなことになったときに、なら亀山ならあいているやんかといって、亀山を利用しているのかどうかというようなこともちょっと気になったところですが、その辺との互換性というか、融通性というか。あとは、指定管理料が違うが、宿泊定員が一番多いのは鈴鹿青少年センターの368人、それで次が278人のうちと、入れれば、こういったそういう総合にお互いが利用し合うというところに至っていいのかな、もう独立し合ってそんなの全くないのかみたいなのが気になるところですが、これは私が将来的にそういうふうにするほうがええかなというふうに思います。これは僕の期待です。

それから、今度はお金のことに関して今もいろいろありますね。高負担、高サービスって、目指すところはそこですよ。低負担で高サービス、これはめっちゃええわね。だけど、その辺のところは目標をいろんなことに視点を置きながら、なら一体、これは1人当たりの負担が幾らぐらいついているのか。他の施設と比較をされたことがあるのかないのか。なら、うちは1番バッテリーで高いと、1人当たり。なら、鈴鹿、亀山のほうが山奥で学校の跡やから施設費が余りかかっていながら一番安いとか、その辺のところの分析も必要だろうと私は思いますね。そんなことをちょっと思ったことだけ申し上げました。

樋口博己委員長

他の委員の皆様。

中森愼二委員

この少年自然の家の指定管理の問題はことしの2月定例会議会の契約議案の否決から始まった話ですけれども、その経過の中で議論してきたことは、選定方法の見直しを一つの課題として整理してもらったと思うんですよね。資料の4ページの部分はその選定方法の見直しということで、更新制の導入であったりとか、選定の評価の配分の見直しとか、いろいろ見直しをしていただいて、こういった教育的施設の指定管理の契約、評価をするときの考え方の見直しについては十分検討していただいたというふうに思いますので、これは評価したいというふうに思っています。

ですので、基本的にはこの債務負担を認めていきたいと思うんですが、今、豊田さんがおっしゃったことは非常に重要なことで、幸か不幸か、ことし1年直営化ということになったわけですね。直営に伴う経費というものが指定管理制度を導入する以前とは違う形でことし1年の経費というものが明らかになってきたと。この直営コストというものと、指定管理をこれから出そうとするときの年間の7300万という委託料とのバランスというものが改めてスポットが当たったと思うんですよ。

そういう意味で、ここでもう一度、少年自然の家を指定管理者に継続的に出していきたいんだという判断をする一つの要素の中に、今言った選定方法の見直しもそうだけれども、今、豊田さんがおっしゃったことも非常に僕は重要なことではあると思うんです。ただ、前回、前々回でしたか、所管事務調査の中でもあって、利用者が倍以上ふえているようなことがあったり、指定管理者導入に伴う利用者の増と収入増というものも明らかになってきている中で、単にお金だけの問題ではないということも十分理解をしますし、もう一つ、ことしは急場で直営になったので、委託先との価格交渉も足元を見られているところも現実に僕はあったと思うので、そういう意味では、ことしの直営のコストというのは、以前の直営よりも高くなっているという部分があると思うんですよね。

そういうふうにいる判断するところがあるんだけれども、やっぱり改めて指定管理者を少年自然の家で導入する基本的な考え方というものはもう少し整理する必要があるのかなというふうに思うので、この債務負担行為の予算を僕は了とはしますが、その整理をもうちょっとして、指定管理者によるメリットというものが市教委からすればこう考え

ているんだというものをもうちょっと明らかにする必要があるんじゃないかなということだけは指摘をしていきたいと思います。

山口智也委員

私も意見なんですけれども、中森委員と同意見ですけれども、今回の指定管理としたことの効果というのは非常に大きいと。サービス向上にもつながっているという面で、これは私も了と判断をさせていただきますけれども、ただ、中森さんも、また、豊田さんもおっしゃったように、直営とした場合とコスト比較をしたときに、財政が悪化するということになれば、これは目的と離れているわけですので、その考え方をしっかり明確にすることが必要だと思います。

それと、今回問題になりました選定方法の見直しの部分で、利害関係者との疑義が生じたわけですので、そういうことが起こらないような最大の配慮を今後していただきたいということをお願いしたいと思います。

以上です。

樋口博己委員長

他の委員の皆様。

豊田政典委員

採決直前だと思うので、もう一回だけ確認するんですけど、今回、直営と指定管理との比較の数字というのが明快に出てこなかったのは残念なんですけれども、教育委員会のこの提案に当たっての認識としては、直営よりも前の7月24日の数字とかで安くなるという見解で出しているのか、それとも、7300万は高いけれども、サービス向上というメリットを考えて、その上で高くなる可能性も含めて出しているのか、7300万は高いと思って出しているのか、そこだけ確認させてください。

田代教育長

当然、今回7300万という数字の積算も示させていただいていますけれども、私は、先ほどもお答えしましたように、あの施設は四日市の子供たち、市民の財産ですので、最大限利用していただくということで私たちは努力せんとあかんというふうに思います。

7300万が高いか低いかというのは、これは一応今回は上限で5年間3億6500万で設定しますが、これがまた次の機会に内部でも議論してやっていかないけないというふうに思いますし、議員の皆さんの意見もいただかなあかんというふうに思っています。

7300万は、私は個人的な意見になるかわかりませんが、サービスに見合う金額としては決して高い数字ではないというふうに、私はこのずっと1年見てきました。実は、せんだって自然の家の運営協議会という一般の人も入った中でも、私も出席委員になっていまして議論しましたが、大変そこでも評価していただいていた。それは、23年度こうでしたという報告のもとでやったときに、そういうご意見を多く頂戴したというふうなことでございます。

以上です。

豊田政典委員

質問が伝わっていないようなので、もう一回言いますが、24年度にやっている内容で、直営でかかった金と7300万を比較すると高いのか安いのかどっちですかと聞いている。

寺村副教育長

7月24日の所管事務調査ではお示しさせていただきました。きょうお手元にはないかわかりませんが、あのときに24年度の直営は、結論から言うと、直営のほうが高いです、7300万より、とっております。あのときに出させていただいた資料でも、日常の時間内に職員が従事する時間というのを2146時間、時間内としては1305時間ということで、629万3000円と、るる日常的な業務、随時の業務、直営に切りかえる業務などで一応積算をして、1305時間、時間内に職員が従事したと。これは直営でなければ1305時間は職員がそこにとられるという、ゼロとは言いませんけれども大幅に変わってくる。そういう意味では、この629万という職員の時間内の給与についても大幅に下がってくるというふうに思っております。

以上でございます。

豊田政典委員

そうしたら、そのことは信頼して判断しますけれど、そこまで言うなら数字あるんやろうね。求めるぞ、そんなのやったら。幾らだって。

樋口博己委員長

以前、7月24日に出していただいた資料。

豊田政典委員

それは、629万3000円丸々じゃないと今言うわけでしょう。そうしたら幾らなんですかといったような話になってくるでさ。本来ならそれをちゃんと示さなきゃいけないんですよ、やっぱり本当はね。これ以上はやめますが、ということでしょう。1305時間全部じゃないよと今言いましたよね。そうしたら何時間なんですかという議論になるじゃないですか。そういった積み上げた数字をもって提案すべきじゃないの。後ろで手を挙げているみたいなので聞きますよ。ないならないで。

樋口博己委員長

答弁できますか。

川尻社会教育課課長補佐

24日に示させていただいた資料に上がっている人件費、24年度の方ですけれども、これはあくまでも計算上なんですけれども、直営をしたときに要る分ということで、通常の指定管理の場合に社会教育課でかかわる分というのは入っていない数字です。直営のことだけでかかってくる分ということで計算させていただいています。

樋口博己委員長

全てが直営に係る人件費ということですね。

豊田政典委員

そのように理解しましたし、記憶しておきますし、記録しておいてほしいなと思います。

樋口博己委員長

他の委員の皆様。

小川政人委員

一つだけ。指定管理やでそうなるのか知らんけど、教育長むっちゃ褒めとったやんか、23年度ずっと。褒めておったのに何で変えようとするのか、その辺のことを、期間書きで募集するんやでということなんだけど、そこがようわからん。評価が物すごく今いいことを言っておって、そんな評価のいいところがやっておるのに、なぜ指定管理者を変えやなあかんのかなというふうに。

田代教育長

今、小川委員が言われたことゆえに、今回制度を見直して更新制ということも考えていくべきだというふうに、今回、全体的な見直しの中でもなってきたと。というのは、今回、そういう評価がよくても更新制というのは当初からそういうことは想定されていませんでしたので、もう一遍同じように公募という形をとらせていただかざるを得ないというのがこれまでのルールであったということで理解しております。

樋口博己委員長

よろしいですか。

(なし)

樋口博己委員長

それでは、意見も出尽くしたようですので、先ほど委員の皆さんからありましたとおり、予算の流用の件はしっかり今後検証いただきたいと思います。

また、豊田委員からもご指摘がありました、今は途中経過ですけれども、年間を通して本当に直営として7300万と比較して、直営のほうが高いのか安いのかをしっかりと、今、直営のほうが高いんだという判断、説明をいただいておりますけれども、しっかり決算という部分においても、来年度に向けてもしっかりと検証していただきたいということを申し述べさせていただきまして、皆様のご意向で反対表明はなかったように思いますけれども、議案第77号 平成24年度四日市市一般会計補正予算(第2号)、第1条歳入歳出補正予算におきまして、簡易表決とさせていただいて、ご異議なしと可決することにご異議はありませんでしょうか。

(異議なし)

樋口博己委員長

ご異議なしと認めます。よって、本件は可決すべきと決しました。ありがとうございます。

[以上の経過により、議案第77号 平成24年度四日市市一般会計補正予算(第2号)、第1条歳入歳出補正予算について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

樋口博己委員長

そうしましたら、可決すべきとしていただきましたので、きょうの議論を含めて予算全体に報告させていただきたいと思います。

それでは、これで教育民生委員会、予算常任委員会分科会の審査を終結させていただきたいと思います。

済みません、委員の皆様には少しお時間をいただきたいと思いますけれども、12月26日、11月定例会議会の議会報告会の開催予定が決定されておるんですけれども、会場のほうだけ、この場でできれば決定させていただきたいと考えますので、今、事務局で会場の配付をさせていただきますので。

12月26日木曜日になります。

今回、北部ブロック西ということになっておりますので、北部ブロック西ということで、右側の上のほうのところになります。地区は八郷、下野、保々、三重、神前、県という地区からの選定になります。11月ですので、議案がどういう議案になるかまだわかりませんので、そういうところもあるかと思いますが、9月1日から予約可能になっておりますので、できればこの時点でお決めいただくと会場の確保もいいかなと思っております。

村山繁生副委員長

他の委員会はこの北部六つの中でやったところはどこがあるんですか。

樋口博己委員長

中央分署はやっていますね。

村山繁生副委員長

これはもう前からやっていますけど、ほかで何か、ほかでもやったところがあるんですか。

樋口博己委員長

先回やったところ、どこがありますかね。

三重地区市民センターはそうですね。8月定例会議が開催予定ということになっております。

県小学校ですと、駐車場は近隣の駐車場ということが備考でありますね。

どうでしょうか。もしご意見がないようでしたら、改めて正副で一任いただく。

日置記平委員

何の意見。

樋口博己委員長

会場です。

じゃ、正副のほうで一任させていただいて。それでは、こちらのほうで決めさせていただきますので、後刻、報告させていただきたいと思います。本会議引き続きのご審議になりまして大変ありがとうございました。これで終了いたします。ありがとうございました。

11:58 閉議